

放送大学入学奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会人が企業で働きながら放送大学において学びなおすことにより、長期的なキャリアアップを図ることを促進するとともに、大学等での学びなおしの気運を醸成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全科履修生 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学（以下「放送大学」という。）の全科履修生をいう。
- (2) 選科履修生 放送大学の選科履修生をいう。
- (3) 科目履修生 放送大学の科目履修生をいう。
- (4) 転科生 選科履修生または科目履修生として入学した者のうち、全科履修生として改めて入学し直すものをいう。
- (5) 編入学生 大学中退者または短期大学もしくは専門学校等の卒業者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第88条、第108条第7項、第122条または第132条の規定に基づき、放送大学の全科履修生として入学するものをいう。
- (6) 学士 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位をいう。
- (7) 常用雇用者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 期間を定めずに雇用されている者
 - ロ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ハ 1か月以内の期間を定めて雇用されている者であって、交付申請日の属する月の前月および前々月にそれぞれ18日以上雇用されているもの

(奨励金の対象者)

第3条 知事は、平成25年4月1日（以下「基準日」という。）以降に全科履修生として入学した者（基準日以降に転科生および編入学生となった者を含む。）であって、次の各号に掲げる要件すべてを満たすものの申請により、その者に対し、放送大学入学奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

- (1) 奨励金の交付を申請した日（以下「交付申請日」という。）現在において、福井県内に住所を有する者
- (2) 交付申請日現在において、常用雇用者（公務員は除く。）として就業している者
- (3) 全科履修生として入学した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下「入学年度」という。）の4月1日現在において、満39歳以下である者
- (4) 交付申請日現在において、学士の学位を有していない者
- (5) 過去に奨励金を受けたことがない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、前条の規定により奨励金の交付を受けようとする者が、放送大学の全科履修生として入学した学期（以下「入学学期」という。）に要する学費として

納入した入学料および授業料の合計額に、入学学期の次の学期に要する学費として納入した授業料の額を加えた額とし、一人あたり7万円を限度とする。

2 奨励金は、第6条の規定による交付決定を受けた者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第5条 第3条の規定により奨励金の交付を受けようとする者は、放送大学入学奨励金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 放送大学学生証の写しまたは放送大学が発行する在学証明書
- (2) 放送大学の「入学料及び授業料の払込書(領収印のあるもの)」の写し
- (3) 在職証明書(様式第2号)
- (4) 住民票抄本
- (5) その他交付に係る審査のため知事が特に必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付対象と認められる場合は、放送大学入学奨励金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第7条 知事は、前条の規定による交付決定を受けた者に対し、奨励金を口座振込により支給するものとする。

2 前項の規定による奨励金の支給を受けた者が、放送大学を卒業する前に退学した場合においても、奨励金を返還することは要しないものとする。

(放送大学科目履修状況報告)

第8条 前条第1項の規定により奨励金の支給を受けた者は、放送大学を卒業するまでの間、毎年度別に定める日までに放送大学科目履修状況報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(調査等の実施)

第9条 知事は、奨励金の交付に関し必要と認めるときは、奨励金の支給を受けた者に対し、放送大学卒業後の勤務状況調査その他の調査等を行うことができる。

2 奨励金の支給を受けた者は、前項に定める調査等に協力しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。